

(公印省略)
建企第174-45号
令和3年3月19日

関係団体 御中

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部建設企画課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年3月18日（木）に開催しました、第40回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、「群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（3月23日（火）以降）」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

- 前回(3月9日(火)以降)要請からの変更点 -

(1) ガイドライン警戒度の変更

警戒度「3」: 太田市、伊勢崎市、大泉町

警戒度「2」: その他32市町村

(2) 外出について

伊勢崎市、大泉町に対する不要不急の外出自粛要請を解除

警戒度3の市町村に対し「感染防止対策が取られていない場所」「ハイリスクの方」の不要不急の外出自粛を要請

警戒度2の市町村に対し「感染防止対策が取られていない場所」の利用を十分注意するよう要請

(3) 県外移動について

「緊急事態宣言地域(1都3県)への往来は極力控える」要請を継続

※3月21日付けで宣言が解除された場合、「直近1週間の感染者数が人口10万人当たり10人以上の都道府県(関東地方では5人以上の都県)への移動は、特に慎重に判断し、その地域での行動についても慎重にすること」を要請

(3/22～宮城県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、沖縄県)

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（3月23日（火）以降）を御確認ください。

| | | |
|--------------------|--------------|-------|
| 担 当：建設企画課 | 建設業係 | 小 洵 |
| | 技術調査係 | 石坂・土屋 |
| T E L：027-897-2844 | 027-226-3531 | |
| F A X：027-224-1426 | | |